

事業評価書 (事前・**事後**)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	電子入札システムの導入	
担当部局・課	主管部局・課	大臣官房会計課監査指導室
	関係部局・課	大臣官房統計情報部企画課情報企画室

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	12	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること
施策目標	1	国民等と行政との申請・届出等手続のオンライン化を推進すること

## (2) 事業の概要

事業内容(新規・一部新規)				
厚生労働省調達に係る国内外企業の入札参加機会の拡大、競争性の向上並びに企業の負担軽減と行政事務の簡素合理化を図るため、インターネット技術を活用した電子入札システムの導入を図る。				
予算概算要求額				(単位:百万円)
H14	H15	H16	H17	H18
—	181	207	207	192

## (3) 問題分析

## ①現状分析

従来の入札では、入札参加者が所定の日時に入札会場に集合する必要があり、移動コスト及び拘束される時間等の制約があったことから、容易に入札に参加することができなかった。

一方で、入札参加者が入札説明会等に一同に会することは、談合事件等を未然に防ぐことが困難であり、公正な競争入札を阻害する一因となっていた。

## ②問題点

入札手続きの透明性を確保するため、入札参加者を一同に会して開札を行うことにより、参加者全員が同時に同じ情報(開札結果)を得ることが必要であり、公正な開札を行うためには、入札参加者に対して移動コストや拘束時間を求める必要があった。

## ③問題分析

入札参加者に対する移動コストや拘束時間の負担軽減のためにも、入札手続きの透明性及び公正性を確保しつつ、適正な入札・開札事務をシステム化する必要がある、

最新の暗号化技術や確実な認証システムを用いたシステムを構築し、システムへの不正侵入やデータ漏洩等を未然に防ぐ安全性の高いシステムの構築・運用が必要である。

#### ④事業の必要性

政府調達の電子化については、「e-Japan重点計画－2002（平成14年6月18日IT戦略本部決定）」に盛り込まれ、「各府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を2003年度までに導入する」こととされており、厚生労働省においても電子入札システムを構築する必要があった。

#### (4) 事業の目標

目標達成年度							
政策効果が発現する時期							
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値	
(説明)			(モニタリングの方法)				
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値	
(説明)			(モニタリングの方法)				
参考指標（過去数年度の推移を含む）			H13	H14	H15	H16	H17
電子入札システムを導入する機関(調達機関数：159機関)					6 / 6	153 / 153	
(説明)			(モニタリングの方法)				
15年度導入機関：6機関 会計課、国立病院部、社会保険庁、 労災管理課、労働保険徴収課、雇用 保険課			実績による				
16年度導入機関：153機関 都道府県労働局、施設等機関ほか							

## 2. 評価

### (1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="radio"/> 無 その他
(理由) 入札参加者（企業等）が政府関係の調達機関に出向くことなく、インターネットにより入札に容易に参加でき、入札参加者の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化が図られる。	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="radio"/> 無 その他
(理由) 国固有の事務であり、役割分担は存在しない。	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="radio"/> 否

(理由)

今後も進展する情報技術の活用に効率的・効果的に対処するため、システムの整備に関し外注化を積極的に進める。

緊要性の有無

①

無

(理由)

「e-Japan重点計画-2002」においても、電子入札・開札を2003年度までに導入することとされていたことから、厚生労働省においても、早急に電子入札システムを構築する必要があった。

## (2) 有効性

政策効果が発現する経路

電子入札システムの導入



入札参加者が入札会場に出向くことなく、容易に入札に参加することが可能となる。また、企業側の移動コストが低減され、時間の拘束も少なくなることから利便性も向上する。

注：別紙「電子入札システム構築後のイメージ」参照

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

平成16年度までに159機関でシステムが導入されており、より多くの企業が電子入札に参加する機会を得ることができるようになったと考えられる。これにより、企業側の移動コストの低減や、容易な入札への参加が可能となることから、企業間の競争性の向上が図られ、全体的な調達コストの低減に寄与したものと考えられる。運用コスト分も含め、今後とも当事業を実施していく必要がある。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

電子政府の一つである政府調達の電子化は、政府全体で取り組む事業であることから、有効性の評価に当たっては、政府全体での評価が必要である。

なお、電子入札システムによる入札参加には、新たな企業側の環境整備（電子入札に参加するためのICカード及びICカードリーダーの購入）が必要となるため、電子入札による入札参加が伸び悩んでいることから、今後は、政府全体として電子入札の一層の普及促進を図る必要があり、また、厚生労働省においても電子入札システムの積極的な活用を推進していく必要がある。

(参考)

- ① 平成17年度における電子入札案件に対する入札状況
  - ・電子による入札…………… 2,659件 (30.5%)
  - ・紙による入札…………… 6,055件 (69.5%)
- ② 平成17年度における電子入札システムの活用状況
  - ・システムを活用している機関…………… 100機関 (62.9%)

・システムを活用していない機関…………… 59機関 (37.1%)

## (3) 効率性

手段の適正性	
a) 当該事務事業を行わない場合 「e-Japan重点計画-2002」では、政府全体としてインターネット技術を活用した電子入札・開札を2003年度までに導入することとされており、本事業を行わない場合、厚生労働省のみ対応が遅れることになる。 なお、電子入札システムの方式が乱立することは、入札参加者にとっても操作性の点から不利益となるため、厚生労働省が独自にシステムを開発するのではなく、既に他省庁で開発し導入されている電子入札システムの活用を図る。	
b) 他に想定する手段で行った場合 本事業の目的を達成しうる代替手段は見受けられない。	
c) 当該事務事業を行った場合 調達コストに直接影響を与える企業側の移動コストが低減され、経済的な調達を行うことができる。さらに、容易に入札に参加することが可能となることから、企業間の競争性の向上が図られ、全体的な調達コストが低減される。	
費用と効果の関係に関する評価	
電子入札システムが導入されることは、入札参加者が入札会場に出向くことなく、容易に入札に参加することが可能となり、企業側の移動コスト及び時間の拘束に伴うコストの削減を図ることができる。また、企業間の競争性の向上により、全体的な調達コストが低減され、長期的には整備コストに比し、大きな効果が期待できる。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(有の場合の整理の考え方)	

## (4) その他

本事業は、国内外企業の入札参加機会の拡大、競争性の向上並びに企業の負担軽減及び行政事務の簡素合理化を図るため、インターネット技術を活用した電子入札システムの導入を行うものであり、「e-Japan重点計画-2002」においては、各府省とも、インターネット技術を活用した電子入札・開札を2003年度までに導入することとされていた。こうしたことから、厚生労働省においても平成15年度より導入すべく機器の整備等を行った。
--

## (5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--------------------------------------

## 3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
------------------------

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「e-Japan重点計画－2002」において、各府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を2003年度までに導入することとされている。

「e-Japan重点計画－2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)

d) 政府調達電子化(抄)

インターネット技術を活用した電子入札・開札を実施するなど政府調達手続を電子化することにより、企業の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化を図る。

i) 非公共事業(総務省及び全府省)

各府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を2003年度までに導入する。総務省においては、2002年10月から一部実施する。

ii) 公共事業(国土交通省及び関係府省)

各府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を、原則として、2003年度までにすべての直轄事業において導入する。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

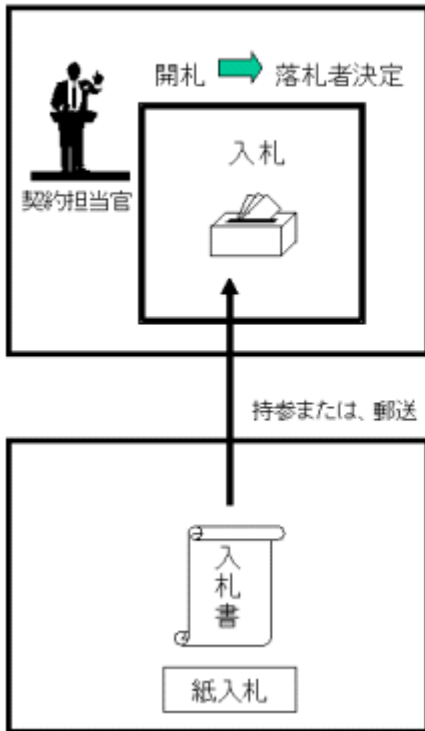
なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。

# 電子入札システム構築後のイメージ

現状



システム構築後

